

取扱区分：「公開」

令和4年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年12月9日(金) 15時30分

於：徳山保健センター 1階健診ホール

令和4年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和4年12月9日(金) 午後3時32分～午後4時22分

2 場所 周南市役所 保健センター1階健診ホール

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第13番	藤 井 孝
第15番	松 田 孝 行	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 2人

第12番	弘 中 壽	第14番	藤 原 典 子
------	-------	------	---------

(3) 事務局職員 3人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一		

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課長	六 郎 万 淳 一
産業振興部農林課 農政担当係長	井 手 恵 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第48号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	10件
議案第50号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	1件
議案第51号	周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の全部を改正する規則制定について	1件
議案第52号	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第53号	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について	1件

第3 報告事項

報告第74号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	13件
報告第75号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	14件
報告第76号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第77号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	2件
報告第78号	現況が農地でないことの証明等について	11件
報告第79号	令和3年度の周南市農業委員会の決算について	1件

中山事務局長

皆さん、こんにちは。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中16人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第12番・弘中壽委員、第14番・藤原典子委員の2人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午後3時32分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第12回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第6番高橋恵委員、第10番 林俊一委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第48号は、1議案3件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が2,308平方メートルの農地です。

現況は利用権を設定の上、申請譲受人が田として耕作されています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は県外に居住しており農地を管理できないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

取得後の農地は約5.8ヘクタールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番歳光です。

議案第48号農地法第3条第1項による許可申請、番号1について調査を行いましたので報告をいたします。

11月14日に事務局職員と私で現地調査を行い、また11月30日に譲受人と現地で話を聞き、譲渡人は遠方に居住のため電話で確認を行いました。

地番、面積、場所等は只今の説明のとおりです。

今回の申請は贈与による所有権移転であり、譲受人は現在もこの土地を利用権による耕作をしておりますが、譲渡人の要望により所有権を受けるものです。

調査項目に従い調査を行いました。耕作意欲もあり、問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第48号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が1,251平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は高齢のため農地を管理できないため、譲受人からの申し出により譲り渡すものです。

譲受人は、近隣に住む娘夫婦とともに野菜作りや水稻作のため、農地を取得するものです。

取得後の農地は約90アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

第2番有馬委員

2番の有馬です。

第2番について補足説明をします。

去る11月20日に事務局職員と現地を確認するとともに、12月6日に代理人、譲渡人、譲受人と電話にて確認しました。

申請地は2筆とも作物は植えられておらず、背の低い草が繁茂していました。

譲渡人は草刈り等の管理はしていたが、作物の植え付けはしておらず、高齢であることから耕作は困難なことから譲りたい希望があったとのことです。

一方、譲受人は申請地が売買される計画があることを知り、娘夫婦の住む家の隣接地であり、将来、娘夫婦に農業を継いでほしい気持ちもあり、購入することにしたそうです。

譲受人は現在夫婦で7反あまりの水稻をされ、繁忙期は娘夫婦も手伝っておられるということで、今回購入する農地については、タマネギを中心に野菜を作付けする予定とのことです。

なお、トラクター等の農機具も一式整備されています。

以上、特に問題はないと思われます。

よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第48号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議長（山下会長）

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が741平方メートルの農地です。

現況は利用権を設定の上、申請譲受人が田として耕作されています。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は高齢のため農地を管理できないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

取得後の農地は約5.8ヘクタールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番歳光です。

農地法第3条第1項による許可申請、番号3について調査を行いましたので報告をします。

11月14日に事務局職員と私で現地調査を行い、また11月30日に譲受人、譲渡人と現地において話し、調査を行いました。

所在、地番、面積等、事務局の説明のとおりです。

今回の申請は贈与による所有権移転であり、譲受人は現在もこの土地を耕作しており、譲渡人の要望により所有権移転を受けるものです。

譲受人は現在5町7反以上の農地を管理し大変意欲もあります。

調査項目に従い調査を行いましたが無問題だと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第48号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページから4ページの議案第49号は、1議案10件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.99平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、後継者もいないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約320メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

それでは、第12番の弘中委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

先に譲渡人、譲受人双方の契約の合意が成立していることを確認いたしました。

去る11月25日に事務局職員とともに現地調査をいたしました。

申請地の周辺は、最近、連担的に譲渡の申請がなされているところであります。

立地環境は既存施設と民家が存置し、周囲を農作道、水路水系が従来通り残ることとなります。

許可要件については、満たされていると思われます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第49号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 345.55 平方メートル、パネル枚数 134 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約 400 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

それでは、第12番の弘中委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

先に譲渡人、譲受人双方の契約の合意が成立していることを確認いたしました。

去る11月25日に事務局職員とともに現地調査をいたしました。

本件も太陽光発電施設の用地としての転用申請であります。

申請地の周辺を公道、水路、民家が接近しておりますが、周辺農地への影響はなく、許可要件は整っているものと判断されます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号2番について質疑を行います。

す。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 335.23 平方メートル、パネル枚数 130 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約 530 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

それでは、第12番の弘中委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

先に譲渡人、譲受人双方の契約の合意が成立していることを確認いたしました。

去る11月25日に事務局職員とともに現地調査をいたしました。

申請地の周辺は、既に連担的に太陽光発電施設の設置がすすんでおります。

農道、水系は従来通りで影響はないと考えられます。

許可要件を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第49号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、資材置場等を設置しようとする

もので、駐車スペースには、重機1台、トラック1台、車4台を、資材置場には、木材4トン、足場3トン、採石3トン、マサ土2トン、砂2トンを置き、残りは家庭菜園として使う予定です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田支所から東約700メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

それでは、第12番の弘中委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

先に譲渡人、譲受人双方の契約の合意が成立していることを確認いたしました。

去る11月25日に事務局職員とともに現地調査をいたしました。

申請地は資材置場が主な転用申請であります。

周辺を山林、民家に囲まれ、周囲全体を農業用水路及び幅員4メートルの農道が通っています。

申請地周辺を取り巻く水路については、転用用地からは除外されており問題はなく、許可要件は満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積469.49平方メートル、パネル枚数216枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、後継者もいないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から北東約170メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は鉄道の駅からおおむね300メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第49号5番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、1筆1,326平方メートルを申請するものです。

11月25日、事務局職員と推進委員と私の3名で現地確認をしました。

耕作はされていないが、きれいに草刈りはされていました。

11月30日、市外にお住まいのため、譲渡人とは電話にて意思確認をしました。

4年前まで稲作をしていたが、市外からきて耕作するのは大変なので、その後は草刈りだけだったそうです。

今回、太陽光発電の話があり、売却することにしたそうです。

12月5日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第49号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積402.28平方メートル、パネル枚数156枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、今後の管理等を考慮し譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約330メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第49号6番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で1筆889平方メートルを申請するものです。

11月25日に事務局職員と推進委員と私の3人で現地確認をしました。

現状は畑地として耕作されて、山芋が作付けされていました。

11月29日に、譲渡人とは現地にて、現地確認と意思確認をしました。

自分では耕作する事ができず、管理してもらっていたが、今回太陽光発電の話があり、売却することにしたそうです。

なお、この土地には利用権は設定されていません。

12月5日に譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積412.59平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、今後の管理等を考慮し譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約340メートル

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

に位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案49号7番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で1筆1,008平方メートルを申請するものです。

11月25日に、事務局職員と推進委員と私と3名で現地確認をしました。

現状は畑地として耕作されていました。

11月29日に、譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。高齢となり後継者もなく、今後耕作することができないので、太陽光発電のお話があり、譲り渡すことにしたそうです。

12月5日に譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号8番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 938.98 平方メートル、パネル枚数 432 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 2 基です。

譲渡人は、後継者もいないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、須々万中学校から北東約 560 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

2 番の有馬です。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第 2 番有馬委員

第8番について、補足説明をします。

去る11月26日に事務局職員、推進委員と現地を確認するとともに、12月6日に譲渡人、譲受人の代理人に電話にて確認をしました。

現地は高台にあり、2筆とも8割方稲作がなされ、残りは雑草が繁茂している状況でした。

周辺は西側に譲渡人の自宅がある以外は、隣接地に人家はありません。

本件は譲受人が太陽光発電事業を実施するために、設置条件の良い土地を探していたところ、申請地が適地であることから取得するものです。

譲渡人は遠隔地に居住し、後継者もいないことから、自己管理していくことが困難な状況であり、譲渡の商談を受け売買に同意したとのことです。

なお、太陽光発電設備設置に伴う周辺住民への説明に対し、苦情や疑義は寄せられていないとのことです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号8番は、許可と決定いたします。

議長（山下会長）

続きまして、議案第49号、番号9番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号9番についてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、資材置場を設置しようとするもので、足場板、支柱、パイプ、手すり等の建設資材の置場とトラック、ユニック車の進入・回転広場を整備する予定です。

申請地は、勝間小学校から南東約410メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法の用途地域が定められている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第49号9番について補足説明いたします。

去る11月24日に事務局職員と現地確認、同日に譲渡人と現地にて意思確認、申請代理人と電話にて意思確認をいたしましたので報告いたします。

申請地は草が刈られておりました。

譲渡人の話では、申請地は上流側の宅地開発に伴って、水路の水が安定的に流れなくなり、井戸ポンプにて水をとって耕作していたものの、隣接道路の改修後、一部湿田となり、機械作業が困難にな

り、その後30年以上耕作していないとのことでした。

その後も隣接道路が通学路ということもあって、年6回程度草刈りゴミ拾いをして管理してきたとのことでしたが、高齢にもなり管理が難しくなってきたため、この度譲り渡すとのことでした。

譲受人は隣接市の建築関係の事業者で、資材や工事車両の置き場等の確保が必要となり、同地区での事業拡大を予定しているため、申請地を譲り受けたいとのことでした。

湿田で地盤が弱いため、表土を取り除き一部40センチメートル程度盛土を行い、申請地全体を平坦にして、真砂土、碎石にて地盤を改良するとのことでした。

申請地周辺は水路、道路、住宅及び店舗で、汚水の発生もなく雨水も道路側溝及び農業用水以外の水路への放流です。

申請地より低い店舗との境界には擁壁を設置し、排水路も設けて雨水や土砂の流出のないようにするとのことでした。

資材及び車両の置き場ということで、騒音の心配もないと考えます。

また、周辺住民等への事前説明をすることをお願いし、実施するとのことでした。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号9番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

議長（山下会長）

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号9番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号10番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号10番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積2,931.53平方メートル、パネル枚数1,070枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが5基、並びに19.8キロワット、34.65キロワット及び29.7キロワットが各1基です。

譲渡人は、農地の利用が難しくなったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、四熊市民センターから南東約320メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書などの書類は、完備されています。

なお、これらの土地の一部に、昭和40年頃に、これらの土地と周辺農地の営農などのために、整備、使用された道があります。

このことについて、所有者からは農地法の手続を経ないままに道を整備したことを反省し、今後は農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

この道について、譲受人はこの道の機能を維持するとのことですが、本委員会としても、本事案を許可とする際には、周辺農地の営

杉岡事務局次長

農条件の支障とならないよう、この道の機能を維持するように指摘するべきと考えます。

また、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

山崎委員

第16番山崎委員

16番山崎です。

議案第49号番号10については、去る12月6日に譲渡人と譲受人、事務局職員、推進委員と現地で面談し、調査と意思確認をしましたのでご報告します。

譲渡人は高齢で後継者もいないため、農地の管理に困って売却を考えられていたようです。

一方、譲受人は太陽光発電に適した土地を探しておられ、双方が一致し農地を譲渡されるものです。

これらの農地はそれぞれ隣接しており、草が繁茂しておりました。

また、周辺の農地も草が繁茂し、そして耕作はされておられません。

被害防除については、周辺には建物は無く、また公道に隣接した土地については、構造物は少し距離を置くこととし、雨水については水路に自然流下することになり、何ら問題になることはないと思われまます。

なお、これらの土地の一部に、周辺農地との間に営農のために整備された道がありますが、これについては譲受人はこの道の機能を維持するとのことですが、今後、周辺農地の営農に支障とならないよう、また、この道の現状を維持するため、土地関係者と譲受人とで覚書を交わすこととしておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号10番について質疑を行い

ます。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 49 号、番号 10 番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、既設の道の機能を維持することを指摘し、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 49 号、番号 10 番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

5 ページから 6 ページまでの議案第50号は、周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、六郎万課長よろしくをお願いします。

六郎万農林課長

それでは、議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は10月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、令和4年12月28日の公告となるものでございます。

内容につきましては、熊毛地区5件、鹿野地区3件、全14筆の案

件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、7番と8番の熊毛地区のもので、2件、2筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第50号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第50号について採決を行います。

原案どおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第50号は、原案どおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第51号「周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の全部を改正する規則制定について」、を議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

7ページの議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号別紙をご覧ください。

周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の全部を改正するものです。

主な改正点は、4ページの別表に示しているように、農地利用最

議長（山下会長）

中山事務局長

適化推進委員が担当する区域を、農地台帳による農地面積などを踏まえ改めています。

また、農地利用最適化推進委員の候補者を選定するに当たって、選考の際の評価の参考となるよう、経歴や農業経営の状況、農地利用最適化推進委員となった場合の抱負、職務への思いなどを候補者推薦書及び応募申込書に記入するように改めています。

以上でございます。

議長（山下会長）

議案第51号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号について採決を行います。

原案どおり可決することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号は、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第52号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」と議案第53号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ですが、これらの規程の改正は関連がありますので一括議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7ページの議案第52号及び議案第53号を一括してご説明いたします。

議案第52号別紙2ページに参考として添付しております周南市農業委員会会長専決規程新旧対照表をご覧ください。

まず、現行は、土地改良法の第3条第2項の規定による参加資格の交代の申出のみを専決事項としておりましたが、同条の各項全体

で、土地改良事業に参加する資格と農業委員会の役割を定めており、同条第2項に限定する必要性は乏しいことから、同条各項に定める農業委員会に係る事務を会長の専決にしようとするものです。

次に、農地等の贈与税や相続税の納税猶予に関する適格者証明の実体的な判断は、総会での議決が適当と考えますことから改正しようとするものです。

周南市農業委員会事務局規程の改正は、議案第53号別紙3ページ以降に参考として添付しております周南市農業委員会事務局規程新旧対照表にお示したように周南市農業委員会会長専決規程の改正を踏まえ、所要の改正をするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

議案第52号及び議案第53号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号及び議案第53号について採決を行います。

両議案とも原案どおり可決することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号及び議案第53号は、原案どおり可決いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第74号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページから12ページまでの報告第74号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は13件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第74号を終わります。

続きまして、報告第75号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページから16ページの報告第75号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、14件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第75号を終わります。

続きまして、報告第76号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページの報告第76号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

番号1番については、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第76号を終わります。

続きまして、報告第77号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページの報告第77号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は2件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第77号を終わります。

続きまして、報告第78号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

19ページから22ページの報告第78号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出によ

る非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は11件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番及び番号11番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第 2 項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第78号を終わります。

続きまして、報告第79号「令和 3 年度の周南市農業委員会の決算について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページの報告第79号についてご説明いたします。

報告第79号別紙をご覧ください。

11月 9 日の市議会本会議におきまして、令和 3 年度周南市一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、そのうちの農業委員会事務局所管決算について、別紙のとおり報告するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第79号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第12回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午後4時22分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年12月9日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 高 橋 恵

委 員 林 俊 一